

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (加蓋印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アルバニア	アルバニア国立歴史博物館における保存、修復及び展示環境のための機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とアルバニア共和国政府との間の交換公文	アルバニア国立歴史博物館における保存、修復及び展示環境のための機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	145,300千円 2026.4.30まで	2022.6.7 テイラナ で (2022.11.22)	日本側 高田光進在アルバニア大使 アルバニア側 エルザン・ヤルガリテイ文化大臣	2023.1.31 35号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。

(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。

(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。

(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。